

省エネ法関連規定概説・今般の変更点

(トップランナー基準・省エネラベリング制度・統一省エネラベル)



省エネのシンボルです
SMART CLOVER



経済産業省 資源エネルギー庁



財団法人 省エネルギーセンター

目次

1. 省エネ法の関連規定概説

省エネ法、トップランナー基準	3
機器の表示義務、判断の基準、その他	7
今般の主な改正内容	17

2. 省エネラベリング制度、統一省エネラベル

制度の概要	19
省エネラベリング制度	21
小売事業者表示制度、統一省エネラベル	23
今般の改正内容	28

3. 省エネ型製品情報サイト、二次使用について

省エネ型製品情報サイト 概要	31
省エネ型製品情報サイト 実務変更点	34
しんきゅうさんへの連携概要	36
その他	38

1. 省エネ法の関連規定概説

省エネ法、トップランナー基準	3
機器の表示義務、判断の基準、その他	7
今般の主な改正内容	17

2. 省エネラベリング制度、統一省エネラベル

制度の概要	19
省エネラベリング制度	21
小売事業者表示制度、統一省エネラベル	23
今般の改正内容	28

3. 省エネ型製品情報サイト、二次使用について

省エネ型製品情報サイト 概要	31
省エネ型製品情報サイト 実務変更点	34
しんきゅうさんへの連携概要	36
その他	38

省エネ法とは

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)は、石油危機を契機として昭和54年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されました。



省エネ法におけるエネルギーとは…

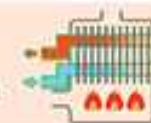
燃料

- 原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品(ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス)
- 可燃性天然ガス
- 石炭及びコークス、その他石炭製品(コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス)であって、燃焼その他の用途(燃料電池による発電)に供するもの



熱

- 上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水等)
対象とならないもの: 太陽熱及び地熱等、上記の燃料を熱源としない熱であることが特定できる場合の熱



電気

- 上記に示す燃料を起源とする電気
対象とならないもの: 太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等、上記燃料を起源としない電気であることが特定できる場合の電気



廃棄物からの回収エネルギーや風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象となりません。

1. 省エネ法の関連規定概説

省エネ法、トップランナー基準

工場・事業場

事業者単位の規制体系の導入

第一種エネルギー管理指定工場

(エネルギー使用量3,000kl/年)

- ・エネルギー管理者の選任義務
- ・中長期計画の提出義務
- ・エネルギー使用状況等の定期報告

第二種エネルギー管理指定工場

(エネルギー使用量1,500kl/年)

- ・エネルギー管理員の選任
- ・エネルギー使用状況等の定期報告

改正

特定事業者

工場等において一定以上のエネルギーを使用している者に対するエネルギー管理を義務化

- ・エネルギー管理統括者等の選任義務
- ・中長期計画の提出義務
- ・エネルギー使用状況等の定期報告

特定連鎖化事業者

フランチャイズチェーンについても一事業者としてとらえ規制導入

業務部門におけるエネルギー使用量ベースのカバー率が大幅に拡大

業種毎の状況や複数事業者が共同で行う取組を総合的に評価することを規定

運輸

前回改正時に新設 (H19年度から定期報告開始)

特定輸送事業者(貨物・旅客)

(保有車両数 トラック200台以上、鉄道300両以上等)

- ・中長期計画の提出義務
- ・エネルギー使用状況等の定期報告

特定荷主

(年間輸送量が3000万トン以上)

- ・計画の提出義務
- ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告

住宅・建築物

住宅・建築物に係る対策の強化 特定建築物 第一種特定建築物

(延べ床面積2,000㎡以上)

- ・特定建築物について、新築、大規模改修を行う建築主等の、所管行政庁への省エネ措置の届出義務
- ・判断基準に照らし著しく不十分であるとき所管行政庁の指示・公表

命令、罰則の追加

- ・届出した者について、定期の維持保全状況の報告義務

第二種特定建築物

- ・一定の中小規模の建築物(延べ床面積300㎡以上)に係る届出義務・維持保全報告義務

著しく不十分であるときは勧告

登録建築物調査機関による調査

- ・調査の結果、維持保全状況が判断基準に適合すると認める建築物について、維持保全の報告を免除
- ・登録講習機関による調査員の講習

住宅事業建築主に係る措置

- ・住宅を建築し販売する事業者に対し、特定住宅の省エネ性能向上を促す措置を導入(多数の住宅を建築・販売する者には、勧告、命令等による担保)。

建築物の設計・施工者に対し省エネ性能の向上・表示を指導・助言

機械器具に係る措置

判断断基準の公表 (トップランナー基準)

- ・乗用自動車、エアコン、テレビ等23機器について、それぞれの機器の現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にすることを求める。
- ・23機器について製品やカタログ等にエネルギー消費効率等を表示することを義務付けている。
- ・今後、業務用冷蔵庫・ショーケース等について新たに検討中。

情報提供

一般消費者への情報提供

- ・電力・ガス会社等による省エネ機器普及や情報提供事業の実施と実績の公表
- ・家電等の小売業者による店頭での分かりやすい省エネ情報(年間消費電力、燃費等)の提供
- ・建築物の販売業者又は賃貸業者による省エネ性能(断熱性能等)の情報提供の努力義務を明示

トップランナー基準とは

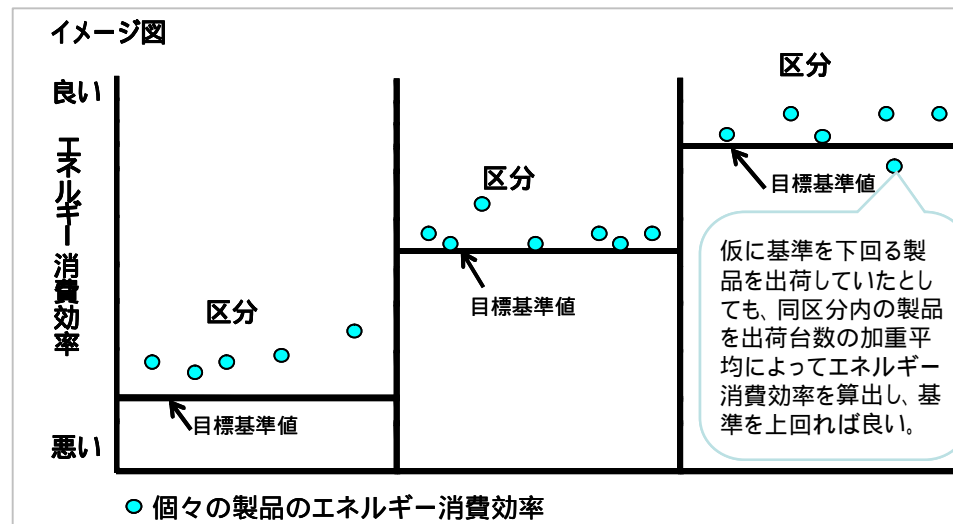
自動車やエアコンなど国内において大量に使用され、かつ、エネルギーを相当量消費しているような機器(特定機器)に対して、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れている機器の性能等を勘案した基準(トップランナー基準)を定め、それらの製造事業者等に対して当該基準を達成するようエネルギー消費効率の向上を義務付けています。

これにより家庭等で使用される機器の効率向上・普及を図り運輸部門や家庭部門のエネルギー消費量を抑制し世界最高水準のエネルギー効率を実現することを目指しています。

特定機器(23機器)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. 乗用自動車 | 13. ガス調理機器 |
| 2. 貨物自動車 | 14. ガス温水機器 |
| 3. エアコンディショナー | 15. 石油温水機器 |
| 4. テレビジョン受信機 | 16. 電気便座 |
| 5. ビデオテープレコーダー | 17. 自動販売機 |
| 6. 蛍光灯器具 | 18. 変圧器 |
| 7. 複写機 | 19. ジャー炊飯器 |
| 8. 電子計算機 | 20. 電子レンジ |
| 9. 磁気ディスク装置 | 21. DVDレコーダー |
| 10. 電気冷蔵庫 | 22. ルーティング機器 |
| 11. 電気冷凍庫 | 23. スイッチング機器 |
| 12. ストーブ | |

具体的な義務付けの内容としては、製造事業者等は、個別の機器ごとに定めた目標年度において、出荷した製品のエネルギー消費効率と出荷台数の加重平均値を算出し、製品区分ごとに設定された基準値を上回らなければなりません。



「製造事業者等」= エネルギーを消費する機械器具の製造又は輸入を反復継続して行う者。また、委託による製造又は輸入の場合は、原則として委託元が対象者となる。

省エネ法におけるトップランナー基準に関する主な規定

(1) 目標基準値(基準エネルギー消費効率):

製造事業者等が達成しなければならない機器の「エネルギー消費効率」に関する目標基準値。いわゆる「トップランナー方式」という考え方にに基づき、エネルギー消費効率が最も優れている製品の値を基本として目標基準値を決定。

(2) 区分:

同一の目標基準値を達成することが求められる製品区分(製品群)。

(3) 目標年度:

目標基準値の達成に向けた目標となる期限(年度)。
機器の開発期間、将来の技術発展の見通し等を勘案して設定。

(4) 基準値の達成判定方法:

目標年度において、目標基準値に達成しているかどうかの判断は、製造事業者等ごとに、区分ごとに加重平均方式により行う。

(5) 測定方法:

測定方法については、主としてJIS規格を準用。

(6) 表示:

カタログ、機器本体等に機器のエネルギー消費効率を表示することを義務づけ。

1. 省エネ法の関連規定概説

判断の基準

特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 ~ 1. 判断の基準 ~

ディー・ブイ・ディー・レコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第21号に掲げるディー・ブイ・ディー・レコーダー（以下「DVDレコーダー」という。）であって、デジタル放送受信機を内蔵していないもの（以下、「地デジ非対応DVDレコーダー」という。）の製造又は輸入の事業者を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する地デジ非対応DVDレコーダーのエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。ただし、ビデオテープレコーダーのみを有するものにあつては、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分				基準エネルギー消費効率又はその算定式	
付属の録画装置	チューナー及び信号変換機能	付加端子	区分名		
磁気ディスク装置（以下「HDD」という。）のみを有するもの	基本仕様のもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	A	$E = 0.02C + 45$	
		デジタルネットワーク端子を有するもの	B	$E = 0.02C + 49$	
	チューナーを複数有するもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	C	$E = 0.02C + 55$	
		デジタルネットワーク端子を有するもの	D	$E = 0.02C + 60$	
	MPEGエンコーダーを複数有するもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	E	$E = 0.02C + 63$	
		デジタルネットワーク端子を有するもの	F	$E = 0.02C + 68$	
ビデオテープレコーダー（以下「VTR」という。）のみを有するもの	基本仕様のもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	G	$E = 39$	
		デジタルネットワーク端子を有するもの	H	$E = 44$	
	チューナーを複数有するもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	I	$E = 39$	
		デジタルネットワーク端子を有するもの	J	$E = 54$	
	HDD及びVTRを有するもの	基本仕様のもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	K	$E = 0.02C + 58$
			デジタルネットワーク端子を有するもの	L	$E = 0.02C + 63$
チューナーを複数有するもの		デジタルネットワーク端子を有しないもの	M	$E = 0.02C + 68$	
		デジタルネットワーク端子を有するもの	O	$E = 0.02C + 73$	
MPEGエンコーダーを複数有するもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	P	$E = 0.02C + 76$		
	デジタルネットワーク端子を有するもの	Q	$E = 0.02C + 81$		

「目標年度」を規定しており、例では平成20年度となっている。
また、「以降の各年度」としているとおり、目標年度が過ぎても、基準を達成する必要がある。

「区分名」ごとに出荷台数を加重平均して達成を判断。表示事項において規定する区分名とはこのアルファベットの表示を指す。

「基準」には数値のもの、エネルギー消費効率に影響を及ぼす機能等を変数とした基準式のものがあるため、後者は同区分であっても製品毎に基準値が異なる。
・基準式の計算例
(HDDの記憶容量500GBの場合)
 $E = 0.02C + 68$
 $= 0.02 \times 500 (\text{GB}) + 68$
 $= 78 (\text{kWh/年})$ 計算の単位に注意

製品がどの区分であるかを確認する際には備考に関連する情報が付加されていることに留意。

本表に規定する区分、基準値を誤っていると、省エネ基準達成率等、大きな誤りにつながるため、注意が必要。

備考1 「デジタルネットワーク端子」とは、i Link、USB、LAN、HDMIをいう。

2 E及びCは、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

C：HDDの記憶容量（単位 ギガバイト）

特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 ～表示事項等、エネルギー消費効率の測定方法～

2 表示事項等

2-1 表示事項

DVDレコーダーのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名及び形名

ロ 区分名

ハ HDDの記憶容量(HDDを有するものに限る。)

ニ エネルギー消費効率

ホ 製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

(1) エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令74号)別表第5下欄に掲げる数値を有効数字3桁以上で、キロワット時毎年単位で表示すること。この場合において、エネルギー消費効率は表示値の100分の105以下とすること。

(2) 2-1に掲げる表示事項の表示は、消費者が機器の選定に当たり、性能に関する表示のあるカタログ及び取扱説明書の見やすい箇所にわかりやすく表示すること。この場合、2-1ニに掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。

3 エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

i) HDDのみを有するもの、HDD及びVTRを有するもの

$$E = [(P_{don} - (P_{don} - P_{doff}) \times 0.2) \times (7482.5 - tepg) + Phrec \times 730 + P_{hpl} \times 365 + P_{dvd} \times 182.5 + P_{epg} \times tepg] / 1000$$

この式において、E、P_{don}、P_{doff}、P_{hrec}、P_{hpl}、P_{dvd}、P_{epg}及びtepgは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E : 年間消費電力量(単位 キロワット時毎年)

P_{don} : 表示状態の待機時消費電力(単位 ワット)

P_{doff} : 非表示状態の待機時消費電力(単位 ワット)

P_{hrec} : HDD録画時の動作時消費電力(単位 ワット)

P_{hpl} : HDD再生時の動作時消費電力(単位 ワット)

P_{dvd} : DVDの動作時消費電力(単位 ワット)

P_{epg} : 電子番組表(以下「EPG」という。)取得時の消費電力(単位 ワット)

tepg : 年間基準EPG取得動作時間(単位 時間)

～ 略 ～

(9)測定条件

① 電源電圧は、100ボルト±2%、周波数50Hz又は60Hz±1Hzとすること。

② 時刻等の表示部の明暗切換え機能がある場合は工場出荷の状態とする。また、時計時刻の設定は「10:00」とすること。

～ 略 ～

附 則

この告示は、平成19年11月26日から施行する。ただし、地デジ対応DVDレコーダーにおける2の規定においては、平成20年11月26日から施行する。

家庭用品品質表示法において定める機器は本告示では規定していない。

基準式において変数としている値については表示事項に含めている。

「エネルギー消費効率」を表示する際の有効数字、単位を規定。
また、表示されたエネルギー消費効率の許容値についても、ここで規定しているものがある。

表示事項の記載場所を規定。
例では、カタログ及び取扱説明書への記載を義務付けている。

測定方法、測定結果からエネルギー消費効率を計算する際の式、測定条件等を規定。ただし、多くの測定方法では日本工業規格(JIS)を準用している。

表示事項については、在庫品や印刷等に時間を要することから、必要に応じて経過措置を設け、表示の切替えに必要な時間の猶予を与えている。

1. 省エネ法の関連規定概説

判断の基準

省エネ法では、**特定機器のエネルギー消費効率**は、下表のとおり、それぞれの機器の特性に応じて規定しています。

特定機器	目標年度	エネルギー消費効率		備考
		表示方法	単位	
乗用自動車	2010	燃費値	km/L	ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車、小型バス、路線バス、一般バス
	2015			LPガス乗用自動車
エアコンディショナー	2010	通年エネルギー消費効率 (APF)		家庭用、冷暖房兼用、直吹き壁掛け形
	2012			家庭用、冷暖房兼用、直吹き壁掛け形以外のもの
	2015			業務用、冷暖房兼用
蛍光ランプのみを主光源とする照明器具	2005	エネルギー消費効率	lm ¹ /W	
テレビジョン受信機	2003 2008	年間消費電力量	kWh/年	ブラウン管 液晶・プラズマ
複写機	2006	エネルギー消費効率	Wh	乾式間接静電式
電子計算機	2007	エネルギー消費効率	W/MTOPS ²	サーバ型、クライアント型
磁気ディスク装置	2007	エネルギー消費効率	W/GB ³	単体ディスク、サブシステム
貨物自動車	2015	燃費値	km/L	ガソリン貨物車、ディーゼル貨物車、トラック、トラクタ
ビデオテープレコーダー	2003	待機時消費電力	W	
電気冷蔵庫	2010	年間消費電力量	kWh/年	冷凍冷蔵庫含む
電気冷凍庫	2010	年間消費電力量	kWh/年	
ストーブ	2006	エネルギー消費効率	%	ガスストーブ、石油ストーブ
ガス調理機器	2006	エネルギー消費効率	%	こんろ部
	2008		Wh	グリル部、オープン部
ガス温水機器	2006	エネルギー消費効率	%	ガス瞬間湯沸器・ガスふるがま
	2008			ガス暖房機器
石油温水機器	2006	エネルギー消費効率	%	石油給湯器、石油ふるがま、石油暖房機器
電気便座	2012	年間消費電力量	kWh/年	温水洗浄便座、暖房便座
自動販売機	2012	年間消費電力量	kWh/年	飲料用
変圧器	2006	エネルギー消費効率	W	油入式
	2007			モールド式
ジャー炊飯器	2008	年間消費電力量	kWh/年	
電子レンジ	2008	年間消費電力量	kWh/年	単機能レンジ、オープンレンジ
ディー・ブイ・ディー・レコーダー	2008	年間消費電力量	kWh/年	地デジ非対応のもの
	2010			地デジ対応のもの
ルーティング機器	2010	消費電力	W	小型ルーター
スイッチング機器	2011	エネルギー消費効率	W/(Gbit/s ⁴)	L2スイッチ

1 lm:ルーメン(光束の単位)

2 MTOPS:メガ演算(複合理論性能の単位)

3 GB:ギガバイト

4 Gbit/s:ギガビット毎秒

(2009年7月現在)

1. 省エネ法の関連規定概説

機器の表示義務

機器の表示事項・場所について

機器名	表示事項	表示場所
エアコンディショナー	品名及び形名、区分名、冷房能力、冷房消費電力、暖房能力、暖房消費電力、通年エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	消費者の見やすい箇所。 ただし、使用上の注意については 本体又は取扱説明書
蛍光灯ランプのみを主光源とする照明器具	品名及び形名、蛍光灯の形式、全光束、消費電力、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	カタログ
テレビジョン受信機	年間消費電力量、区分名、受信機型サイズ、使用上の注意、製造事業者等の氏名又は名称（区分名及び受信機型サイズについては、液晶及びプラズマに限る。）	消費者の見やすい場所。 ただし、使用上の注意については 本体又は取扱説明書
複写機	品名及び形名、複写速度、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	カタログ及び取扱説明書
電子計算機	品名又は形名、区分名、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称、エネルギー消費効率の説明	カタログ及び機器選定にあたり製造事業者等により提示される資料
磁気ディスク装置	品名及び形名、区分名、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称、エネルギー消費効率の説明	カタログ及び機器選定にあたり製造事業者等により提示される資料
ビデオテープレコーダー	品名及び形名、時計等の表示状態の待機時消費電力(時計等の表示機能であって表示・非表示を選択できるものに限る。)、時計等の非表示状態の待機時消費電力(時計等の表示機能であって表示・非表示を選択できるものに限る。)、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	カタログ及び取扱説明書
電気冷蔵庫	定格内容積、年間消費電力量、外形寸法、製造事業者等の氏名又は名称	消費者の見やすい場所。 ただし、使用上の注意については 本体又は取扱説明書
電気冷凍庫	品名及び形名、定格内容積、エネルギー消費効率、外形寸法、製造事業者等の氏名又は名称	機器本体
ストーブ	品名又は形名、区分名(石油ストーブに限る。)、最大燃料消費量(石油ストーブであって半密閉式のもののうち放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5リットル毎時を超えるものに限る。)、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	性能表示のあるカタログ及び機器本体

表示事項は、省エネ法において規定するもの(白)、家庭用品品質表示法において規定するもの(水色)のうち省エネに関する表示のみを記載しています。なお、エアコンは家庭用、照明器具は卓上スタンド用のみを家庭用品品質表示法で規定しています。

家庭用品品質表示法 (<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/>)

1. 省エネ法の関連規定概説

機器の表示義務

機器名	表示事項	表示場所
ガス調理機器	品名又は形名、区分名、こんろ部エネルギー消費効率(こんろ部を有するものに限る。)、グリル部エネルギー消費効率(グリル部を有するものに限る。)、オープン部エネルギー消費効率(オープン部を有するものに限る。)、製造事業者等の氏名又は名称	性能表示のあるカタログ及び機器本体
ガス温水機器	品名又は形名、区分名、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	性能表示のあるカタログ及び機器本体
石油温水機器	品名又は形名、区分名、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	性能表示のあるカタログ及び機器本体
電気便座	品名又は形名、区分、貯湯量(温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するものに限る。)、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	カタログ及び取扱説明書
自動販売機	品名及び形名、区分、実庫内容積(コールド専用機又はホットオアコールド機に限る。)、調整庫内容積(ホットアンドコールド機に限る。)、調整熱容量(カップ式飲料用のものに限る。)、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	性能表示のあるカタログ及び機器本体
変圧器	品名及び形名、変圧器の種類、定格容量、相数、定格周波数、定格一次電圧及び定格二次電圧、エネルギー消費効率、基準負荷率、規格名、製造事業者等の氏名又は名称	性能に関する表示のあるカタログ及び機器選定にあたり製造事業者等により提示される資料
ジャー炊飯器	最大炊飯容量、区分名、蒸発水量、年間消費電力量、一回当たりの炊飯時消費電力量、一時間当たりの保温時消費電力量、一時間当たりのタイマー予約時消費電力量、一時間当たりの待機時消費電力量、製造事業者等の氏名又は名称	消費者の見やすい場所。 ただし、使用上の注意については本体又は取扱説明書
電子レンジ	外形寸法、加熱室の有効寸法、区分名、電子レンジ機能の年間消費電力量、オープン機能の年間消費電力量(オープン機能を有するものに限る。)、年間待機時消費電力量、年間消費電力量、製造事業者等の氏名又は名称	消費者の見やすい箇所。 ただし、使用上の注意については本体又は取扱説明書
ディー・バイ・ディー・レコーダー	品名及び形名、区分名、HDDの記憶容量(HDDを有するものに限る。)、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	カタログ及び取扱説明書
ルーティング機器	品名及び形名、区分名、2.4ギガヘルツ帯の無線出力(区分名Cの場合にあって、2.4ギガヘルツ帯のみの無線を送信する場合又は2波を同時に送信する場合に限る。)、5ギガヘルツ帯の無線出力(区分名Cの場合にあって、5ギガヘルツ帯のみの無線を送信する場合又は2波を同時に送信する場合に限る。)、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	性能に関する表示のあるカタログ及び機器選定にあたり製造事業者等により提示される資料
スイッチング機器	品名及び形名、区分名、測定時のポートの回線速度及び回線速度ごとのポートの数、フレーム長が1518バイトの時における最大実効伝送速度、パワーオーバーイーサネット機能による最大供給電力(パワーオーバーイーサネット機能を有するものに限る。)、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	性能に関する表示のあるカタログ及び機器選定にあたり製造事業者等により提示される資料

なお、表示義務についても、告示の規定に従わない場合には、勧告、命令等の措置が規定されており、裾切り要件は設けていないため全ての事業者に適用されることになっています。

省エネ性能の表示に関する留意点について

資源エネルギー庁は、省エネ性能の表示に対する消費者の信認を確保する観点から、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「トップランナー基準」の対象機器について、製造事業者及び輸入事業者に、それぞれの省エネ性能の表示に関する点検を要請し、各事業者からの報告結果を2009年7月3日に公表しました。

点検で確認された誤表示は、**表示ルールの正確な理解の不足、単純なミスなどが原因**となっています。

主な表示媒体の種類

1. 本体に付随した表示
銘板表示、定格ラベル、省エネルギーラベル 等
2. 取扱説明書
3. 製品カタログ
紙媒体、電子媒体 等
4. 省エネ型製品情報サイトにおける登録内容
→ 小売店において利用されるラベル表示
(統一省エネルギーラベル、簡易版ラベル)に広くその影響が波及
5. HP記載内容 等

形名 AAABB123CD3			
定格電圧	100 V		
定格消費電力	700W		
定格周波数	50/60 Hz		
電熱装置の定格消費電力	950W		
品名	飲料自動販売機	区分	3
調整庫内容積	1800	L	
年間消費電力量	1218	kW・h	
製造番号 123456789			
〇〇〇〇株式会社			

参考：銘板表示(例)

省エネ基準達成率 108% 年間消費電力量 175kWh/年
目標年度 2006年度

参考：省エネルギーラベル

省エネ家電製品カタログ
2009・夏
設計にやさしい省エネ家電ランキング

参考：製品カタログ(例)

この商品の省エネ性能は?
省エネ型製品情報サイト
100% 460 kWh/年
9,900円

参考：統一省エネルギーラベル

省エネ型製品情報サイト
製品詳細ページ

参考：省エネ型製品情報サイト

(<http://www.eccj.or.jp/cgi-bin/real-catalog/>)

詳細資料は <http://www.eccj.or.jp/product-info/index.html> に掲載しています。

対象事業者及び未達成の措置について

省エネ法では、目標年度に基準を達成しなかった事業者に対する措置を定めています。基準値を達成しなかった製造事業者等には、**未達成となった理由や効率改善に向けた今後の対応を報告**させ、仮に、当該対応によっても効率改善が不十分な場合には、**経済産業大臣が勧告**を行い、さらに、本勧告に従わなかった場合には**事業者名の公表、命令**といった措置がなされます。また、命令に従わなかった場合には**100万円以下の罰金**に処すこととしています。

省エネ法では、全て製造事業者等に対して目標年度に基準を達成するようエネルギー消費効率の向上を義務付けていますが、基準達成には、省エネ性能を向上するための技術開発等の努力が必要になります。このため、未達成の措置については、特定機器毎に**年間の生産量又は輸入量(国内出荷向けに限る。)**による**裾切りの要件**を定めています。

エアコンディショナー	500台	ガス調理機器	5,000台
照明器具	30,000台	ガス温水機器	3,000台
テレビジョン受信機	10,000台	石油温水機器	600台
複写機	500台	電気便座	2,000台
電子計算機	200台	自動販売機	300台
磁気ディスク装置	5,000台	変圧器	100台
ビデオテープレコーダー	5,000台	ジャー炊飯器	6,000台
電気冷蔵庫	2,000台	電子レンジ	3,000台
電気冷凍庫	300台	ディー・ブイ・ディー・レコーダー	4,000台
ストーブ	300台	ルーティング機器	2,500台
		スイッチング機器	1,500台

省エネ法の読み方

トップランナー基準は、目標年度を迎えた機器の見直しや新たな製品の普及拡大による対象機器の追加等により、法令等が改正されるため、**最新の規定を確認する必要があります。**

省エネ法の規制は、法律、政令(施行令)、省令(施行規則)、告示(判断基準等)で構成されており、それぞれ以下の内容を規定しています。

特に告示では基準値、表示事項、測定方法等の重要な内容が規定されており、告示の読み方についてはP7、8を参照して下さい。

なお、省エネ法の関係法令は財団法人省エネルギーセンターのホームページにおいて随時更新しており、閲覧することができます。(<http://www.eccj.or.jp/law06/index.html>)

エネルギーの使用の合理化に関する法律

- 第77～81条 トップランナー基準達成の義務及び表示義務とこれら義務の報告徴収、立入検査、勧告及び命令の根拠条文
- 第86条 小売事業者等の情報提供努力義務
- 第95条 命令に従わない場合の罰則

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令

- 第21条第1～23号 特定機器の指定
- 第22条 勧告・命令の対象となる事業者の要件
(生産量又は輸入量)

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則

- 第48条 政令(施行令)で定めた特定機器のうち、特定機器から除外する機器(特殊な用途のみに使用される機器等)を列挙

告示(判断基準等)

- 23機器毎にそれぞれ「(特定機器の名称)の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」が告示として定めており、目標年度、目標基準値、表示事項、測定方法等を規定。

トップランナー基準 今般の主な改正内容(予定)

テレビジョン受信機

- 対象範囲・・・LEDバックライトを使用した液晶テレビ、垂直方向の画素数が1080以上であって水平方向の画素数が1920以上のプラズマパネルを有するものを追加。
- 区分・・・液晶・プラズマの区分を統一し、「画像表示速度」を区分項目として追加。
- 測定方法・・・年間消費電力量の算出に、EPG取得時の電力の追加。
動作時消費電力測定時の信号を静止画から動画に変更。
- 目標基準値・・・目標基準値を変更。
目標年度・・・2012年度

蛍光ランプのみを主光源とする照明器具

- 対象範囲・・・電球形蛍光ランプを追加。
- 区分・・・点灯方式及び安定器の種類による区分を廃止、使用する用途、ランプの形状及びランプの大きさ等に着目した設定に変更。
- 目標基準値・・・目標基準値を変更。
目標年度・・・2012年度

施行は、告示公布後になります。告示は公布後速やかに以下へ掲載します。

<http://www.eccj.or.jp/law06/index.html>

29) 特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

新基準の詳細は、以下を参照ください。

<http://www.eccj.or.jp/toprunner/index.html>

電子計算機

- 対象範囲・・・適用範囲の拡大。複合理論性能が1秒につき50,000メガ演算以上200,000メガ演算未満の電子計算機(従来のスーパーコンピュータの一部)を新たに対象に追加。
- 区分・・・市場での使用実態等に合わせた区分の見直し。
- 目標基準値・・・目標基準値を変更。
目標年度・・・2011年度

磁気ディスク

- 対象範囲・・・最大データ転送速度が1秒につき70ギガバイト超から270ギガバイト以下のものに対象を拡大。
- 区分・・・一部区分について基準の設定が可能となるよう区分を細分化し、見直し。
- 目標基準値・・・目標基準値を変更。
目標年度・・・2011年度

1. 省エネ法の関連規定概説

省エネ法、トップランナー基準	3
機器の表示義務、判断の基準、その他	7
今般の主な改正内容	17

2. 省エネラベリング制度、統一省エネラベル

制度の概要	19
省エネラベリング制度	21
小売事業者表示制度、統一省エネラベル	23
今般の改正内容	28

3. 省エネ型製品情報サイト、二次使用について

省エネ型製品情報サイト 概要	31
省エネ型製品情報サイト 実務変更点	34
しんきゅうさんへの連携概要	36
その他	38

資源エネルギー庁は、省エネ機器の普及促進に向けたラベリング制度を設けており、大きく分けて製造事業者等によるものと小売事業者によるものの2つに大別されます。

- 「省エネラベル」: トップランナー基準の対象となった機器のうち、特に一般消費者の利用が多い家庭用機器を中心に、JIS規格において、主に製造事業者等が表示するラベルを規定しています。
- 「統一省エネラベル」: テレビ、エアコン、冷蔵庫、電気便座について、消費者が購入時に省エネ性能についてより認識・比較してもらうため、小売事業者において、省エネラベルも含め、省エネ性能を5つ星から1つ星の5段階で表示(多段階評価)する統一省エネラベルを作成し、情報を提供しています。ただし、省エネ達成率の差が小さい機器については、星による表示がない簡易版ラベルとなります。

省エネラベルの例
(主にメーカーによる表示)

省エネ基準達成率 108% 年間消費電力量 175kWh/年
目標年度 2006年度

省エネ基準達成率 91% 年間消費電力量 206kWh/年
目標年度 2006年度

統一省エネラベル及び簡易版ラベルの例
(主に小売事業者による表示)

2009年度版
この商品の省エネ性能は?
5つ星
省エネ基準達成率 100%以上
省エネ基準達成率 201% 年間消費電力量 136kWh/年
目安電気料金 2,990円
メーカー名 | 機種名
この製品を1年間使用した場合の目安電気料金
使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

(統一省エネラベル)

2009年度版
この商品の省エネ性能は?
省エネ基準達成率 148% 年間消費電力量 39.2 kWh/年
目安電気料金 860円
この製品を1年間使用した場合の目安電気料金
使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。


(簡易版ラベル)

2. 省エネラベリング制度、統一省エネラベル

制度の概要

機器毎のラベル対応一覧表

製品名 \ 制度	トップランナー基準	省エネラベリング制度 	統一省エネラベル(*) 
エアコンディショナー			
電気冷蔵庫			
電気冷凍庫			
蛍光灯器具			
電気便座			
テレビジョン受信機			
電子計算機			
磁気ディスク装置			
乗用自動車			
貨物自動車			
自動販売機			
ストーブ			

製品名 \ 制度	トップランナー基準	省エネラベリング制度 	統一省エネラベル(*) 
ガス調理機器			
ガス温水機器			
石油温水機器			
変圧器			
ジャー炊飯器			
電子レンジ			
ビデオテープレコーダー			
DVDレコーダー			
複写機			
ルーティング機器		JIS改正により の予定	
スイッチング機器		JIS改正により の予定	

(*) 印は多段階評価による表示のない簡易ラベル

省エネラベリング制度

省エネラベルは、製造事業者等が消費者に対し家電製品の省エネ性に関する情報提供を行うことにより、省エネ効果の高い製品の普及を促進することを目的として、2000年にスタートしました。

目標年度、省エネ基準達成率(詳しくは次ページにて解説)、エネルギー消費効率を表示するとともに、性能を分かりやすく表示するため、省エネ基準を達成した機器には緑色のeマーク、達成していない機器はオレンジ色のeマークで表示をしています。

なお、本制度はJIS C9901(電子・電気機器)、JIS S2070(ガス・石油機器)及びJIS A4423(電気便座)に基づく制度であり、表示は任意となっています。

(メーカーカタログ)



省エネラベルの表示例

エネルギー消費効率

省エネ性マーク	省エネ基準達成率 108%	年間消費電力量 175kWh/年
目標年度	目標年度 2006年度	
	省エネ基準達成率 91%	年間消費電力量 206kWh/年
	目標年度 2006年度	

2009年7月現在、エアコンディショナー、冷蔵庫、冷凍庫、蛍光灯器具、テレビ、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク、変圧器、ジャー炊飯器、電子レンジ及びDVDレコーダーの16品目。

2010年度中に、ルーティング機器、スイッチング機器がJIS C9901に追加される予定。

省エネルギー基準達成率について

省エネルギー基準達成率の算出方法はJIS C9901(電子・電気機器)、JIS S2070(ガス・石油機器)及びJIS A4423(電気便座)に規定されています。

なお、省エネルギー基準達成率は**小数点以下を切り捨て**て表示することとしています。

例： 99.5% 正 99% , 誤 100%

テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ジャー炊飯器、電子レンジ、電気便座、DVDレコーダー、電子計算機、磁気ディスク装置、変圧器、ガス調理器のグリル部およびオープン部の場合

$$\text{省エネ基準達成率(\%)} = \frac{\text{目標基準値}}{\text{エネルギー消費効率}} \times 100$$

例 目標基準値が250kWh/年のテレビの年間消費電力量が180kWh/年の場合

$$\text{省エネ基準達成率(\%)} = \frac{250}{180} \times 100 = 138(\%)$$

小数点以下切り捨て

ルーティング機器、スイッチング機器が追加された場合はこちらの計算式

エアコン、蛍光灯器具、ストーブ、ガス調理機器のこんろ部、ガス温水機器、石油温水機器の場合

$$\text{省エネ基準達成率(\%)} = \frac{\text{エネルギー消費効率}}{\text{目標基準値}} \times 100$$

例 目標基準値が6.0のエアコンのAPFが6.1の場合

$$\text{省エネ基準達成率(\%)} = \frac{6.1}{6.0} \times 100 = 101(\%)$$

小数点以下切り捨て

小売事業者の情報提供に係る努力義務

2006年4月に施行された改正省エネ法において、同年10月からテレビ、エアコン、冷蔵庫を対象として販売店が統一省エネラベルを商品近傍に貼付する運用を開始し、2009年5月には電気便座を対象として追加され、2010年4月には蛍光灯器具も対象として追加される予定です。

統一省エネラベルでは、市販している製品を相対評価により表示し、比較が容易な情報を提供するために多段階評価による表示を実施しております。他方、市販品の性能差が小さい機器については、多段階評価のない簡易版ラベルを用いて表示しています。

また、消費者の購入の目安として年間電力料金も合わせて表示しています。

●統一省エネラベルの例(電気冷蔵庫)



本ラベル内容が何年度のものであるかを表示。

ノンフロン電気冷蔵庫はノンフロンマークを表示。

多段階評価

- ・市場における製品の省エネ性能の高い順に5つ星から1つ星で表示。
- ・トップランナー基準を達成している製品がいくつ星以上であるかを明確にするため、星の下のマーク(◀▶)でトップランナー基準達成・未達成の位置を明示。

省エネルギーラベル

年間の目安電気料金

- ・エネルギー消費効率(年間消費電力量等)をわかりやすく表示するために年間の目安電気料金で表示。
- ・電気料金は、(社)全国家庭電気製品公正取引協議会「電気料金目安単価」から1kWhあたり22円(税込み)として算出。

簡易版ラベルの例(DVDレコーダー)



多段階評価の対象範囲の条件

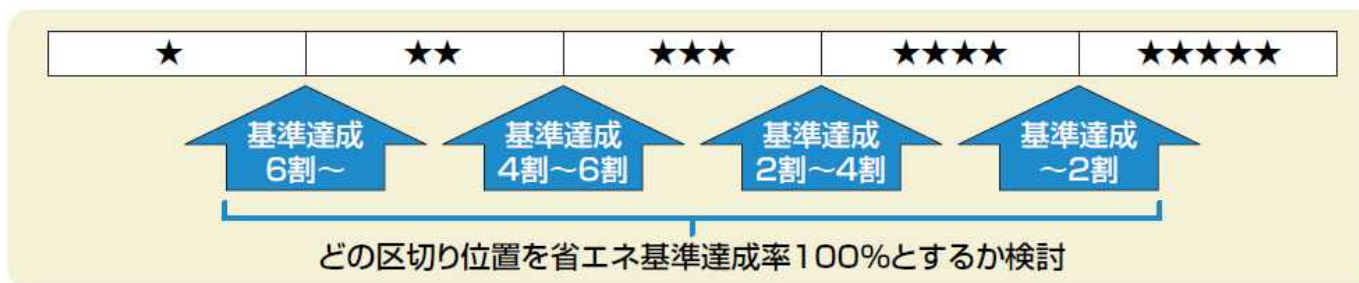
- (1) トップランナー基準の対象機器であること。
- (2) 省エネラベリング制度の対象機器であること。
- (3) 主に家庭用として使用されるものであること。
- (4) 機器単体のエネルギー消費量が特に多いと認められるもの。
- (5) 「多段階評価基準の設計方法」に記載されている方法により基準を作成した場合に、各区分の省エネ基準達成率の差が概ね5%を超えるもの。

多段階評価基準は、省エネラベリング制度の省エネ基準達成率を用いて1つから5つ星印で表し、トップランナー基準を達成した製品の市場割合と、市販されている製品の省エネ基準達成率の最高値と最低値を用いて設定され、経済産業省告示で定められています。

多段階評価基準設定の考え方

市販されている製品における省エネ基準達成機種種の割合(2割未満、2割以上4割未満、4割以上6割未満、6割以上)から100%の位置が決められます。

省エネ基準達成率の最高値と100%との間、省エネ基準達成率の最低値と100%との間は、区分数で均等に達成率を分割して設定されます。



多段階評価制度の切り替えについて

統一省エネラベルの対象機器は、モデルチェンジによりエネルギー消費効率が向上することから、一定の期間後には、全体の分布が多段階評価の上位区分に偏ることが予想されます。

このため、**定期的に段階評価の基準の改定**を行うこととし、その時期としては、全体におけるトップランナー基準達成機器の機種割合が現行多段階評価基準の設定時の機種割合と比較して、3割以上増えた場合等の状況を踏まえて決定しています。

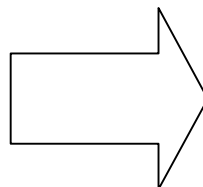
2009年5月にエアコン、電気冷蔵庫の多段階評価を改定しました。

今般、2010年4月より液晶・プラズマテレビの多段階評価を改定予定です。

多段階評価見直しの例（2009年5月改定冷蔵庫の場合）

〈冷蔵庫(2008年度)〉

多段階評価	省エネ基準達成率
	100% 以上
	90% 以上 100% 未満
	80% 以上 90% 未満
	70% 以上 80% 未満
	70% 未満



〈冷蔵庫(2009年5月)〉

多段階評価	省エネ基準達成率
	144% 以上
	122% 以上 144% 未満
	100% 以上 122% 未満
	83% 以上 100% 未満
	83% 未満

小売事業者における表示制度 ~ 2010年度の多段階評価基準 ~

(冷蔵庫)

多段階評価	省エネ基準達成率
	144% 以上
	122% 以上 144% 未満
	100% 以上 122% 未満
	83% 以上 100% 未満
	83% 未満

(電気便座)

多段階評価	省エネ基準達成率
	150% 以上
	125% 以上 150% 未満
	100% 以上 125% 未満
	78% 以上 100% 未満
	78% 未満

2010年度版

この商品の
省エネ性能は？

100% 未満 省エネ基準達成率 100%以上

省エネ基準達成率 148% 年間消費電力量 340kWh/年

目標年度 2010年度

メーカー名 | 機種名

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金 **7,480円**

使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

2010年度版

この商品の
省エネ性能は？

100% 未満 省エネ基準達成率 100%以上

省エネ基準達成率 175% 年間消費電力量 77(100)kWh/年

目標年度 2012年度

メーカー名 | 機種名

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金 **1,690(2,200)円**

使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。
*()内は、節電機能を使用しない場合の年間消費電力量、目安電気料金です。

2010年度版

この商品の
省エネ性能は？

100% 未満 省エネ基準達成率 100%以上

省エネ基準達成率 90% 年間消費電力量 155(-)kWh/年

目標年度 2012年度

メーカー名 | 機種名

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金 **3,410(-)円**

使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。
*()内は、節電機能を使用しない場合の年間消費電力量、目安電気料金です。

2010年度の多段階評価基準

〈エアコン〉

多段階評価	省エネ基準達成率
	109% 以上
	100% 以上 109% 未満
	90% 以上 100% 未満
	80% 以上 90% 未満
	80% 未満

〈ブラウン管テレビ〉

多段階評価	省エネ基準達成率
	127% 以上
	118% 以上 127% 未満
	109% 以上 118% 未満
	100% 以上 109% 未満
	100% 未満

2010年度版

この商品の
省エネ性能は？

省エネ基準達成率 100%未満 100%以上

省エネ基準達成率 **115%** APF **6.7**

目標年度 2012年度

メーカー名 | 機種名

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金

18,400円

使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

2010年度版

この商品の
省エネ性能は？

省エネ基準達成率 100%未満 100%以上

省エネ基準達成率 **131%** 年間消費電力量 **94kWh/年**

目標年度 2003年度

メーカー名 | 機種名

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金

2,070円

使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

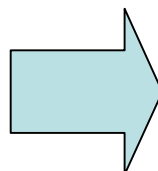
液晶・プラズマテレビの多段階評価基準変更(2010年4月施行予定)

〈液晶・プラズマテレビ(2009年度)〉

多段階評価	省エネ基準達成率
	164% 以上
	143% 以上 164% 未満
	121% 以上 143% 未満
	100% 以上 121% 未満
	100% 未満

〈液晶・プラズマテレビ(新基準)〉

多段階評価	省エネ基準達成率
	100% 以上
	83% 以上 100% 未満
	66% 以上 83% 未満
	49% 以上 66% 未満
	49% 未満



2010年度版

この商品の
省エネ性能は?

省エネ基準達成率
100%以上

省エネ基準達成率 年間消費電力量
201% 136kWh/年

目録年度 2009年度

メーカー名 | 機種名
この製品を1年間使用した場合の目安電気料金
2,990円

使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

新基準

2010年度版

この商品の
省エネ性能は?

省エネ基準達成率
100%未満

省エネ基準達成率 年間消費電力量
110% 120kWh/年

目録年度 2012年度

メーカー名 | 機種名
この製品を1年間使用した場合の目安電気料金
2,640円

使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

新たな基準
で測定した
もの

蛍光灯器具の多段階評価基準設定(2010年4月施行予定)

〈蛍光灯器具(2009年度)〉

旧基準では、多段階評価基準設定はなし

〈蛍光灯器具(新基準)〉

多段階評価	省エネ基準達成率
	124% 以上
	112% 以上 124% 未満
	100% 以上 112% 未満
	79% 以上 100% 未満
	79% 未満

2010年度版

この商品の
省エネ性能は？

省エネ基準達成率 **132%** エネルギー消費効率 **107.0 lm/W**

目標年度 2005年度

メーカー名 | 機種名

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金
3,960円

使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

2010年度版

この商品の
省エネ性能は？

★★★★★

100% 未満 | 省エネ基準達成率 100%以上

省エネ基準達成率 **126%** エネルギー消費効率 **115.8 lm/W**

目標年度 2012年度

メーカー名 | 機種名

この製品を1年間使用した場合の目安電気料金
3,260円

使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

1. 省エネ法の関連規定概説

省エネ法、トップランナー基準	3
機器の表示義務、判断の基準、その他	7
今般の主な改正内容	17

2. 省エネラベリング制度、統一省エネラベル

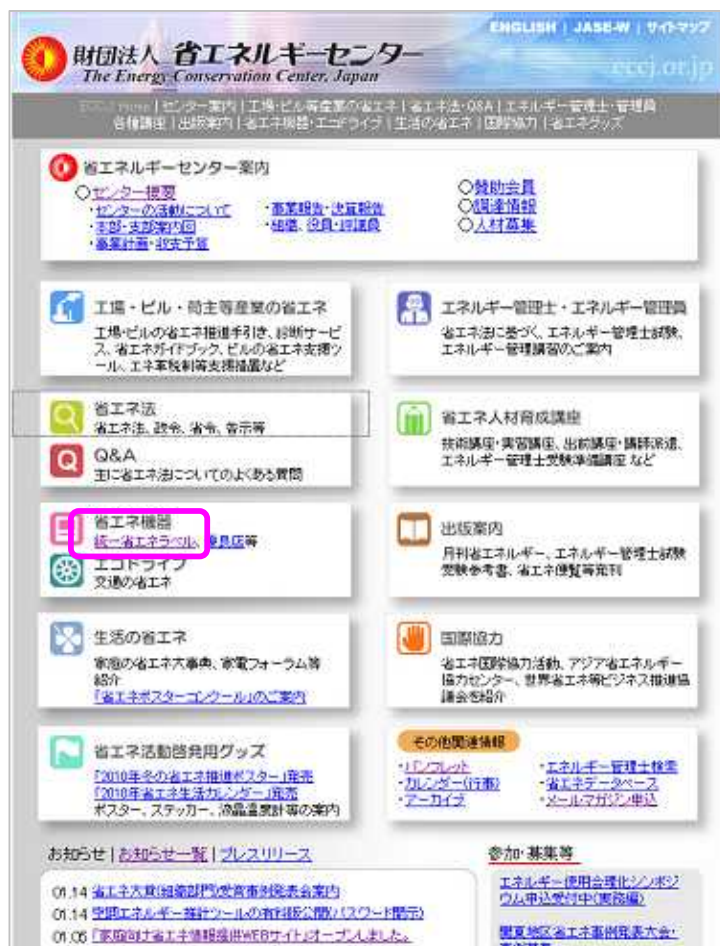
制度の概要	19
省エネラベリング制度	21
小売事業者表示制度、統一省エネラベル	23
今般の改正内容	28

3. 省エネ型製品情報サイト、二次使用について

省エネ型製品情報サイト 概要	31
省エネ型製品情報サイト 実務変更点	34
しんきゅうさんへの連携概要	36
その他	38

小売事業者における表示制度運用支援

省エネルギーセンターホームページのトップページにある、「統一省エネラベル」をクリック
 統一省エネラベルを印刷できるサイト(省エネ型製品情報サイト)が表示される



様式が指定された「統一省エネラベル」の対象4製品を含む、小売事業者表示対象の14機器の省エネ性能情報をメーカーより収集・表示。統一省エネラベル及び簡易ラベルを簡便に印刷できるシステムを構築・公開。

(<http://www.eccj.or.jp/cgi-bin/real-catalog/index.php>)

3. 省エネ型製品情報サイト、二次使用について

省エネ型製品情報サイト 概要

小売事業者における表示制度運用支援

(<http://www.eccj.or.jp/cgi-bin/real-catalog/index.php>)

販売店以外、一般消費者も閲覧可能

家電製品、エアコン、で検索したサンプル一覧画像



複数製品の印刷 印刷のヒント

ラベルタイプ
 統一省エネラベル
 QRコードラベル

大(4製品) 中(6製品) 小(15製品)

印刷 印刷 印刷

製品: エアコン
 目標年度: 2010年度

1ページ目

ラベル印刷チェック	メーカーまたはブランド(拡大)	製品名称	機種名(型番)	多段階評価(拡大)	省エネ型ラベル	目標年度	省エネ基準達成率(%)	APF(省エネ率)	年間電気代(円/年)	電圧電圧(V)	能力(W)	消費電力(W)
<input type="checkbox"/>	パナソニック		CS-1299X	★★★★	●	2010	103	9.8	14,200	100	9.2	240.8
<input type="checkbox"/>	パナソニック		CS-X238A	★★★★	●	2010	103	9.8	14,200	100	9.2	240.8
<input type="checkbox"/>	三菱重工	ビーバーエアコン	SRK235J	★★★★	●	2010	103	9.7	18,400	100	9.8	490.5
<input type="checkbox"/>	三菱重工		SRK235K	★★★★	●	2010	103	9.7	18,400	100	9.8	500.5
<input type="checkbox"/>	日立	ミッドでもお！ ステンレスクリーン白くまん	RAS-X24Y	★★★★	●	2010	103	9.7	18,400	100	9.8	470.5
<input type="checkbox"/>	パナソニック		CS-1099X	★★★★	●	2010	101	9.7	18,400	100	9.8	485.8
<input type="checkbox"/>	パナソニック		CS-X238A	★★★★	●	2010	103	9.7	18,400	100	9.8	485.8
<input type="checkbox"/>	シャープ	「新鋭イオン」搭載エアコン	AH-U355X	★★★★	●	2010	100	9.6	19,700	100	9.8	445.8
<input type="checkbox"/>	シャープ		AH-W355X	★★★★	●	2010	100	9.6	19,700	100	9.8	415.8
<input type="checkbox"/>	シャープ	「新鋭イオン」搭載エアコン	AH-U355X	★★★★	●	2010	100	9.6	19,700	100	9.8	400.8
<input type="checkbox"/>	シャープ	「新鋭イオン」搭載エアコン	AH-U355X	★★★★	●	2010	100	9.6	14,700	100	9.2	335.8
<input type="checkbox"/>	シャープ		AH-W355X	★★★★	●	2010	100	9.6	18,700	100	9.8	470.8
<input type="checkbox"/>	シャープ		AH-W355X	★★★★	●	2010	100	9.6	14,700	100	9.2	260.8
<input type="checkbox"/>	三菱重工	ビーバーエアコン	SRK235J	★★★★	●	2010	100	9.6	14,700	100	9.2	235.8

家電か、ガス・石油製品かを選択 製品を選択
 (サイズや容量での絞り込み可能、メーカーや型番などを指定して検索も可能)
 検索ボタンをクリックするとエネルギー消費効率の良い順にランキング表示

3. 省エネ型製品情報サイト、二次使用について

省エネ型製品情報サイトの使い方

The screenshot shows the homepage of the Energy Efficient Product Information Site. The header includes the site name and navigation links like 'ご利用案内' and '検索・印刷のヒント'. The main content area is divided into sections for label creation and search. The '統一ラベル作成用エクセルダウンロード' and '統一省エネラベル個別作成' buttons are highlighted with a pink oval. Below them, there are instructions and a list of recommended environments. The search section includes dropdown menus for '製品選択' (with '家電製品' selected), '区分', and 'メーカー'. The '型番(前方一致)' and 'JANコード(前方一致)' input fields are also highlighted with pink ovals. The '年度' dropdown is set to '2009年度'. A '検索' button is at the bottom left. On the right, there is a '最新情報' section with a list of updates.

型番やJANコードでの検索が可能です。

最初の1文字だけでも検索可能です。

半角全角の違いは判別不可。

毎年3月末(3/20前後)は、ラベル切替準備のため新年度版ラベル印刷可能なよう選択できるようにしています。4月1日からは新年度版ラベルしか印刷出来ません(詳細は以下を参照ください)。

http://www.eccj.or.jp/labeling_program/law/index.html

本サイトに掲載している製品は、消費者が全国どこでも入手可能(店頭でも通販でも)なものです。プライベートブランドや設備業者様向けの製品に関しては、メーカーカタログの数値から数字を入力してラベル作成してください(複数製品のラベルを出したい場合は、「統一ラベル作成用エクセルダウンロード」から作成してください)。詳細は、「**検索・印刷のヒント**」の10ページ以降を参照ください。

3. 省エネ型製品情報サイト、二次使用について

実務変更点

販売店向け

新基準施行に伴い、検索画面が変更になります。

< 検索画面 >

省エネ型製品情報サイト
～統一省エネラベル等の印刷・製品の省エネ性能情報～

以下を選択して、最後に検索ボタンを押して下さい。
* 印の付いたものは必須選択項目です。

■製品選択

* 家電製品 ガス・石油製品

*

目標年度

2008年度
2009年度
2012年度 **2012年度を選ぶ**

■メーカー

■型番(前方一致)

■JANコード(前方一致)

■年度(販売店用です。詳しくはこちらをご覧ください)

* 2009年度

< 検索結果画面 >

省エネ型製品情報サイト ECCJhome | 省エネ機器 | 省エネ型製品情報サイト TOP

～統一省エネラベル等の印刷・製品の省エネ性能情報～

推奨製品の印刷 印刷のヒント

ラベルタイプ
 統一省エネラベル
 QRコードラベル

大(4製品) 中(6製品) 小(15製品)

印刷 印刷 印刷

製品：液晶テレビ
目標年度：2012年度

1ページ目

ラベル印刷 チェック	メーカー または ブランド (空白可)	製品名称	機種名 (型番)	多段階評価 (空白可)	省エネ ラベル マーク (空白可)	目標年度	省エネ 基準 達成率 (%) (空白可)	年間 消費 電力量 (kWh/年) (空白可)	年間 電圧代 サイズ (円/年) (V型)	テレビ サイズ (V型)	動画表示 速度	定格 消費電力 (W)	待機時 消費電力 (W)	デジタル 放送受信 対応	高音数 区分	DVD 録画 機能を 有する ものに 限る	付加機能 HDD デジタル チューナー BD	
<input type="checkbox"/>	三菱商事	SORTEQ	M16D-I	★★★★★	●	2012	266	20	600	16		24	0.2	○		-	-	-
<input type="checkbox"/>	オリオン電機		LD16V-TD2	★★★★★	●	2012	258	21	680	16		24	0.2	○		-	-	-
<input type="checkbox"/>	オリオン電機		KWD16V-I-BK	★★★★★	●	2012	258	21	680	16		24	0.2	○		-	-	-
<input type="checkbox"/>	オリオン電機		LD16V-SL	★★★★★	●	2012	258	21	680	16		24	0.2	○		-	-	-
<input type="checkbox"/>	オリオン電機		LD16AD-BK	★★★★★	●	2012	258	21	680	16		24	0.2	○		-	-	-
<input type="checkbox"/>	オリオン電機		LD16AD-W	★★★★★	●	2012	258	21	680	16		24	0.2	○		-	-	-
<input type="checkbox"/>	オリオン電機		LD16AD-R	★★★★★	●	2012	258	21	680	16		24	0.2	○		-	-	-
<input type="checkbox"/>	オリオン電機		LD16AD-D	★★★★★	●	2012	258	21	680	16		24	0.2	○		-	-	-
<input type="checkbox"/>	シャープ	ADUOS	LD-17S4-S	★★★	●	2012	141	21	680	13		32	0.12	-		-	-	-
<input type="checkbox"/>	豊安	KBAN TV	KLTV16	★★★★★	●	2012	250	22	700	16		17.2	0.5	○		-	-	-
<input type="checkbox"/>	シャープ	ADUOS	LD-17S4-S	★★★	●	2012	137	22	700	15		33	0.12	-		-	-	-
<input type="checkbox"/>	オリオン電機		LD19V-ED1	★★★★★	●	2012	294	25	770	19		27	0.2	○		-	-	-
<input type="checkbox"/>	オリオン電機		LD19VEEB	★★★★★	●	2012	294	25	770	19		27	0.2	○		-	-	-
<input type="checkbox"/>	オリオン電機		LDA-H160BK	★★★★★	●	2012	162	25	770	16		24	0.6	-		-	-	-

新基準施行に伴う実務作業について

基本的に告示が公布されてから、製品情報入力(製造事業者様等)・ラベル出力(販売店様)できるようになります。いつから作業可能になるかは関係者へメール配信若しくはサイトの「新着情報」等でお知らせします。

更新された情報の判別について

省エネ法改正とは別に、販売店に新規登録製品が一目で分かるよう、本サイトに掲載されてから1ヶ月は型番前に「New」マークを2009年4月より付けていますが、製品情報に更新がかかった後、販売店では情報が変わったことが認識できないため、ラベルに関する更新があっても再掲出ができないケースが考えられました。

そこで、既登録製品に情報更新がかかったことを分かりやすくするため22年3月中旬頃より「Update」マークを機種名前に付与することにしています。

Update

ただし、新規登録のあと1ヶ月以内の更新は、「New」マークが優先されます。また、「本サイト掲載日」に1ヶ月以上前の日付を入れて登録したものについては「New」ではなく「Update」がつくことになります(1ヶ月以上前に発売開始されているが事情により掲載が遅れ、過去の日付で登録しようとした場合など)。

Update

				省エネラベリング制度(こんろ部)				省エネラベリング制度(グリル部)				
ラベル印刷マーク	メーカーまたはブランド (並べ替え)	製品愛称	機種名(型番)	メーカー希望小売価格(円) (税込)	省エネ性	目標年度	省エネ基準達成率(%)	エネルギー消費効率(%)	省エネ性	目標年度	省エネ基準達成率(%)	エネルギー消費効率(MWh)
					マーク		(並べ替え)	(並べ替え)	マーク		(並べ替え)	
<input type="checkbox"/>	省エネセンター(練習用)	テスト4	Update こんろちゃん2	19800	●e	2006	102	57.7	●e	2008	110	184
<input type="checkbox"/>	省エネセンター(練習用)	テスト3	Update こんろちゃん	35000	●e	2006	103	57.3	●e	2008	100	191
<input type="checkbox"/>	省エネセンター(練習用)		PA-T026-RA	26250	●e	2006	102	52.2				-
<input type="checkbox"/>	省エネセンター(練習用)		test090925	33	○e	2006	43	22.0				-

3. 省エネ型製品情報サイト、二次使用について

しんきゅうさんへの連携概要

昨年2月より稼働している環境省主導の省エネ製品買換ナビゲーションツール「しんきゅうさん」のデータに本サイトのデータを提供しています。(新規登録・更新情報を1回/日の頻度で提供。今後、エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明、の4品目に加え、電気便座も2010年2月より対象になります。)

このような状況の中、環境省より本サイトの運営主体である経済産業省に対して、「しんきゅうさん」のデータを環境省が新たに立ち上げる「CO2情報提供ツール(仮称)」でも使用したいという申し出がありました。本ツールでは「しんきゅうさん」の「まとめて比較」とほぼ同じ機能を有しており、本機能において「しんきゅうさん」のデータをそのまま活用することが想定されています。

上記、ご理解いただきますようお願い致します。(なお、「しんきゅうさん」に自動連携しているデータは、省エネ型製品情報サイト運用当初2006年から入力いただいているデータのことを指します。)

今お使いの製品

ご購入予定の製品

<かんたん比較(冷蔵庫結果画面)>

連携情報はこういう部分の選択肢へ反映されます

しんきゅうさんサイト: <http://shinkyusan.com/index.html>

3. 省エネ型製品情報サイト、二次使用について

しんきゅうさんへの連携概要

しんきゅうさんQRコードラベルの印刷

省エネ型製品情報サイト ECCJ home | 省エネ機器 | 省エネ型製品情報サイトTOP
 ~統一省エネラベル等の印刷・製品の省エネ性能情報~

複数製品の印刷 印刷のヒント

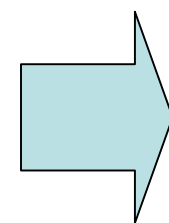
ラベルタイプ
 統一省エネラベル
 QRコードラベル

大(6製品) 中(9製品) 小(30製品)

製品：冷蔵庫・冷凍冷蔵庫
 目標年度：2010年度
 401L～450L

1ページ目

ラベル印刷チェック	メーカーまたはブランド <small>並へ替え</small>	製品愛称	機種名(型番)	省エネラベリング制度				年間消費電力量(kWh/年) <small>並へ替え</small>	年間電気代(円/年)	冷却方式	合計冷
				多段階評価 <small>並へ替え</small>	省エネ性マーク	目標年度	省エネ基準達成率(%) <small>並へ替え</small>				
<input checked="" type="checkbox"/>	シャープ	プラスマクラスター冷蔵庫	SJ-XW44S-N	★★★★★	●e	2010	200	260	5,720	間冷式	440
<input checked="" type="checkbox"/>	東芝		New GR-D43G(NS)	★★★★★	●e	2010	196	260	5,720	間冷式	428
<input type="checkbox"/>	シャープ	プラスマクラスター冷蔵庫	SJ-XF44S-N	★★★★★	●e	2010	202	270	5,940	間冷式	440



省エネ型製品情報サイト ECCJ home | 省エネ機器 | 省エネ型製品情報サイトTOP
 しんきゅうさん

シャープ SJ-XW44S-N

CHECK!

省エネ型の
新製品に
買換えて
CO₂を減らそう!

ハロー! 環境技術

省エネ型製品情報サイト ECCJ home | 省エネ機器 | 省エネ型製品情報サイトTOP
 しんきゅうさん

東芝 GR-D43G(NS)

CHECK!

省エネ型の
新製品に
買換えて
CO₂を減らそう!

ハロー! 環境技術

QRコードラベル印刷したい製品をチェックする
 ラベルタイプで「QRコードラベル」を選び、大・中・小いづれかの印刷ボタンをクリックする

3. 省エネ型製品情報サイト、二次使用について

その他

2. エコポイントについて

当サイトとエコポイントは連動していません。エコポイントの申請、問い合わせは別途エコポイント事務局までお願いいたします。エコポイントの対象にするために本サイトに登録を希望される場合は、日にちに余裕を持ってメーカー登録、製品登録いただけますようお願いいたします。

エコポイント事務局: <http://eco-points.jp/>

3. その他

本サイトの登録作業・ラベル出力に関するお知らせは、「新着情報」等に随時掲載いたします。

以下を選択して、最後に検索ボタンを押して下さい。
* 印の付いたものは必須項目です。

※印刷ラベル作成に際しては、ページ右上の検索・印刷のアイコンをクリックください。

動作環境
windowsXP以降、Macintosh OSX以降
Internet Explorer 6.7、Firefox 2以降
※IE6、Firefoxなどのアスト版では動作保証できませんので、ご了承ください。

統一省エネラベルをプリントする場合は、最新のFlash Playerが必要です。

● 省エネラベル印刷制度
● 省エネラベル印刷

新着情報

- 10.01.27 スリム型エアコン標準ラベルの表示変更に関するお知らせ
- 09.05.12 ラベル印刷が上手くできない現象について(PDF)
- 09.05.08 エアコンの多段階評価基準変更について(PDF)
- 09.04.30 新基準の新基準ラベル、標準の統一省エネラベルは本日11時より印刷できます。
- 09.04.28 電気用品安全法(電気用品の多段階評価基準)について(PDF)
- 09.04.27 ラベル印刷が上手くできない現象について(PDF)
- 09.03.23 EPCの改訂に伴うラベル印刷について(PDF)
- 09.01.30 製品の標準仕様を統一省エネラベルのラベルで印刷について(PDF)
- 08.04.03 液晶・プラズマTVのラベル印刷開始について(PDF)
- 08.03.21 液晶・プラズマTV 新基準ラベルの印刷が開始されました(PDF)
- 06.03.17 液晶・プラズマTV 新基準ラベルの印刷が開始されました(PDF)

2009.03.23 **2009年度版の統一省エネラベルについて**

2月18日に開催された「総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会 第7回小売事業者表示判断基準小委員会」において、省エネラベルの多段階評価基準(星の数の基準)の見直し及び対象機器の追加について審議され、以下のことが了承されました。

- ・エアコンと電気冷蔵庫の多段階評価基準の改正
エアコンは、従来の2区分から1区分に見直されました。
- ・新たに電気便座と蛍光灯器具を追加
なお、液晶・プラズマテレビの多段階評価基準は今回改正されません。

上記の多段階評価の変更に伴い、省エネラベルのデザイン等が変更されることとなりますが、現在関係法令の改正手続き中であることから、**当面は、現行の対象機器、現行の多段階評価基準を適用し表示が行われることとなります。**
多段階評価の新基準の開始時期は、決まり次第、ホームページ上でご案内いたします。

なお、**2009年4月1日開始は、省エネラベルの仕様表記が「2008年度」から「2009年度」に変更となります。**現在、多段階評価の対象になっている品目と対象になっていない品目で、「2009年度」表記のラベルの印刷開始時期が異なりますので、印刷の際はご注意ください。

【2009年度】表記のラベル印刷開始の時期

- ①多段階評価の対象品目
3月27日より印刷開始(予定)
- ②多段階評価基準の対象となっていない品目(電気便座、蛍光灯器具含む)
3月16日より印刷開始

◆ 「総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会 第7回小売事業者表示判断基準小委員会」資料
<http://www.meti.go.jp/committee/materials/2/data/e90918a.html>